

財務省第11入札等監視委員会
平成23年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成23年9月28日(水) 高松国税局第一会議室	
委員	委員長 高倉 康 (有限責任監査法人トーマツ高松事務所 公認会計士) 委員 平井 健之 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士)	
審議対象期間	平成23年4月1日(金)～平成23年6月30日(木)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名:丸亀税務署庁舎屋上防水改修その他工事 契約相手方:東和防水工業株式会社 契約金額:4,095,000円 契約締結日:平成23年6月15日 担当部局:高松国税局
		契約件名:平成23年度四国管内合同宿舍施設改修工事設計委託 契約相手方:株式会社フタバ設計 契約金額:2,310,000円 契約締結日:平成23年5月23日 担当部局:四国財務局
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名:自動車保守管理委託業務一式 契約相手方:三菱オートリース株式会社 契約金額:15,390,078円 契約締結日:平成23年4月1日 担当部局:高松国税局
		契約件名:平成23年度高知よさこい咲都合同庁舎受付業務従事者派遣契約 契約相手方:有限会社ファイブ・エコ 契約金額(単価契約):1,020円/時間 // (予定調達総額):2,240,700円 契約締結日:平成23年4月1日 担当部局:四国財務局
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	—	—
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「丸亀税務署庁舎屋上防水改修その他工事」 契約相手方：東和防水工業株式会社 契約金額：4,095,000円 契約締結日：平成23年6月15日 担当部局：高松国税局</p> <p>落札率が低い、予定価格の算出において、もう少し厳しく査定することはできなかったのか。</p> <p>予定価格算出のために委託している設計業者に対し、入札後に予定価格を公表しているのか。</p> <p>設計委託業者は、高めに見積金額を積算しているのではないか。</p> <p>設計委託業者が見積書を徴する取引業者は、将来入札にかけられるものであると知っているのか。</p>	<p>過去の入札結果を参考に、通常より厳しく査定を行っている。</p> <p>材料仕入の際の値引といった個別事情を予定価格に反映することはできないため、更なる査定率の引下げは難しい。</p> <p>公表はしていない。</p> <p>設計は、複数業者に委託しており、業者により見積金額は異なっている。</p> <p>また、地域による格差があるとのことであり、高めかどうかは不明である。</p> <p>設計業者が取引業者へ見積り依頼する際、どのように説明しているかは確認していない。</p> <p>当局が予定価格を算出するため、設計業者に積算内訳書の提出を依頼していることから、今後は単なる工事見積りではなく、より業者間の取引額に近い価格での見積りを徴するよう説明することとしたい。</p>
<p>【案件2】 「平成23年度四国管内合同宿舍施設改修工事設計委託」 契約相手方：株式会社フタバ設計 契約金額：2,310,000円 契約締結日：平成23年5月23日 担当部局：四国財務局</p> <p>落札業者は四国以外であり、初めて契約する者であるが、遠方の業者が参加する理由は何か。</p> <p>考え自体に問題があるかもしれないが、できれば四国内の業者が落札するという配慮はないのか。</p> <p>入札状況を見ると、入札金額が突出して高額な業者があるが、何か事情があるのか。</p>	<p>所在地周辺での業務量が少ないものと推測され、設計業務は遠方でも行える業務であるためと思われる。</p> <p>一般競争入札の資格審査を有している業者であれば誰でも参加できることから地域での選択は行えない。</p> <p>高額な業者のヒアリング等に行っていないが、設計件数が多いため1件当たりの人件費の相違によるものと思われる。</p>

今回の落札業者は地理的に不利であるが、安くできた理由は何か。

この業務は、何度も現場に行く必要はないのか。

【案件3】

「自動車保守管理委託業務一式」

契約相手方：三菱オートリース株式会社

契約金額：15,390,078円

契約締結日：平成23年4月1日

担当部局：高松国税局

入札参加資格について、原則B等級であるものをA及びC等級を追加しているが、四国内にB等級の業者は何件あるのか。

保守管理を一括契約すると個別契約より費用が安くなるということだが、どのくらい効果があったのか。

各署の近隣に整備工場を有する業者でなければいけないのか。そうなれば、現実には落札できる業者はA等級となると考えられるが、そのことについてどのように考えているのか。

契約一覧表を見ると、平成23年5月16日に自動車を6台購入しているが、この6台は今回の契約に含まれているのか。

契約には定期点検以外に故障整備が含まれているが、費用は別途支払うのか、保守管理料に含まれるのか。

所在地周辺地域の業務量が少ないこと、他局での業務実績を有していること、業者の受注意欲の高さによるものと思われる。

高知、愛媛県が対象であり、1～2日で現場すべてを回れば確認できることから、その必要はないものと思われる。

把握はしていないが、前年度、一部の署を対象とした保守管理委託業務の入札を行った際、入札に参加した業者は全てA等級であった。

そのため、B等級のみにすると応札業者がいなくなる恐れがあるため、A及びC等級も追加した。

平成22年度を見ると、高松署を除く25署について個別契約の保守管理料として約930万円を要したが、今年度の一括契約額は約840万円であり約90万円の経費削減となった。

なお、国税局及び高松署においては、平成22年10月から一括契約をしている他の25署同様、経費が削減されている。

各地域に工場を保有する必要はなく、整備工場と委託契約を行っている業者であれば問題はない。

なお、署においては、個別契約が局一括契約になれば契約及び支払事務が集中化されるため、事務の効率化が図れることとなる。

今回の契約は4月1日に締結していることから、含まれてはいない。更新となった6台の車両については、後日、変更契約を行っている。

変更契約することについては、仕様書で規定しており、変更契約した結果、保守管理料が減額することとなった。

事故修理は契約対象外であるが、仕様書の別紙3に記載された「保守管理対象業務」に含まれるものは、保守管理の対象となる。

今回の入札参加業者がA等級に限られた理由は何だと考えるか。

【案件4】

「平成23年度高知よさこい咲都合同庁舎受付業務従事者派遣契約」

契約相手方：有限会社ファイブ・エコ

契約金額（単価契約）：1,020円/時間

〃（予定調達総額）：2,240,700円

契約締結日：平成23年4月1日

担当部局：四国財務局

本来の入札参加資格はD等級のみであるが、事前の調査で応札業者が少ないと見込まれたためB、C等級を追加したとことについて、その理由をもう少し具体的にお聞きしたい。

市内3社からヒアリングを行ったとのことだが、入札業者と重なっているのか。

今回の落札業者にも、ヒアリングを実施したのか。

平成23年2月から3月について、派遣契約を実施していたとのことだが、これは随意契約か。

今回の入札では、入札順位が2位と3位の業者の入札額が同額であるのは、なぜか。

今回の仕事は2名採用を人材派遣業者が落札しているが、直接個人面接等で採用する考えはなかったのか。

保守管理対象の自動車が多く、業務対象地域が広範囲であるため、それをすべて管理することが難しいことから、業者が限られたと考える。

市内3社からヒアリングし、市場調査を行ったところ、入札業者が少ないと見込まれたことと、23年2月から3月まで受付業務を委託した業者がB等級であったことより、入札業者を確保するためB、C等級を追加した。

一部重なっている。

行っていない。

随意契約である。

理由は不明であるが、人材派遣業のため時給単価が同じになったのではないかと考えられる。

合同庁舎の受付業務のため、突発的な欠員等が生じた場合の対応及び入居官庁による費用負担等のことより、人材派遣によることとしたものである。

